



建設現場で働く人のための退職金“建退共制度”

「建設業退職金共済制度」(以下、建退共制度)は、建設現場で働く技能者のために、「中小企業退職金共済法」に基づき簡単な手続きで加入できる国がつくった建設業全体の退職金制度で、(独)勤労者退職金共済機構が運営しています。

加入事業者(共済契約者)は、公共工事、民間工事を問わず雇用するすべての技能者に対して賃金を支払う度、掛金を納付する義務があります。事業主は、技能者の労働日数に応じ、掛金(事業主全額負担)となる共済証紙(1日分310円。金融機関を通じて証紙を購入)を共済手帳に貼り、消印を押します。技能者は、雇用される企業が変わっても建退共加入事業所であれば事業主に共済手帳を渡し、継続して共済証紙を貼ってもらうことができます。

退職金は、12月(21日を1カ月と換算)以上の掛金を納付することで、技能者が建設業界で働くことをやめた時に(独)勤労者退職金共済機構に請求があれば機構から直接本人に支払われます。

掛金は、損金・必要経費として全額非課税となり、新たに加入した技能者については、掛金の一部(初

回交付手帳の50日分)が国から補助されます。

また、建退共制度の適正な履行により、経営事項審査において加点評価の対象となるなど、企業にとっても利点のある制度となっています。

なお、2021年3月より建退共の掛金納付に電子申請方式が導入されます。同年10月より掛金日額は310円から320円へ、予定運用利回りは3.0%から1.3%へ変更されます。

建退共制度は、技能者に安心と希望を与え、優秀な人材の確保等、事業主にとって企業の価値を高めることに繋がり、事業主・技能者双方にとって大変魅力的な制度です。今後の建設業の人材確保の力となりますので、これを契機に、共済契約者から未加入取引事業所に加入するよう、ご指導をお願いいたします。

■ 問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
TEL.03-6731-2866

発行：一般社団法人 日本建設業連合会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館
TEL 03-3553-4095 FAX 03-3551-4954
URL <https://www.nikkenren.com/>

発行者：山本徳治
企画・編集：一般社団法人 日本建設業連合会 広報委員会
制作：株式会社Kプロビジョン
デザイン・印刷：株式会社スリーライト